

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月29日

【事業年度】 第15期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

【会社名】 弁護士ドットコム株式会社

【英訳名】 Bengo4.com, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 内田 陽介

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木四丁目1番4号

【電話番号】 03-5549-2555

【事務連絡者氏名】 取締役 松浦 啓太

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木四丁目1番4号

【電話番号】 03-5549-2555

【事務連絡者氏名】 取締役 松浦 啓太

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (千円)	1,114,894	1,657,032	2,318,721	3,132,511	4,132,528
経常利益 (千円)	294,024	409,323	505,107	511,379	395,654
当期純利益 (千円)	179,043	257,835	323,346	333,224	260,253
持分法を適用した場合の投資損失 () (千円)					6,743
資本金 (千円)	417,440	422,503	435,853	438,497	439,140
発行済株式総数 (株)	普通株式 7,231,400	普通株式 21,824,400	普通株式 22,166,700	普通株式 22,234,500	普通株式 22,251,000
純資産額 (千円)	980,506	1,179,924	1,531,132	1,869,523	2,130,908
総資産額 (千円)	1,218,518	1,423,674	1,877,892	2,253,721	2,520,665
1株当たり純資産額 (円)	45.40	54.05	69.01	84.02	95.70
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 金額 (円)	8.25	11.85	14.64	15.02	11.70
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)	7.96	11.56	14.49	14.93	11.66
自己資本比率 (%)	80.4	82.9	81.5	82.9	84.5
自己資本利益率 (%)	19.2	23.9	23.9	19.6	13.0
株価収益率 (倍)	97.5	70.6	138.7	292.2	361.0
配当性向 (%)					
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	267,517	235,932	393,563	299,496	142,233
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	109,692	88,505	139,158	165,682	341,399
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	79,707	58,418	28,177	5,166	1,132
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	885,249	974,258	1,256,841	1,395,821	1,197,788
従業員数 (名)	76	106	149	190	240
株主総利回り (%) (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	89.0 (89.2)	92.5 (102.3)	224.4 (118.5)	485.1 (112.5)	466.9 (101.8)
最高株価 (円)	2,690	970 (2,639)	2,342	4,915	6,210
最低株価 (円)	1,750	647 (2,025)	743	1,674	3,390

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 2016年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いましたが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
4. 従業員数は就業人員数（契約社員を含んでおります。）であります。
5. 1株当たり配当額および配当性向については、第11期から第15期まで無配のため記載しておりません。
6. 第11期から第14期における持分法を適用した場合の投資損失（ ）については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
7. 最高株価および最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、第12期の株価については株式分割後の最高株価および最低株価を記載しており、株式分割前の最高株価および最低株価を（ ）内に記載しております。

2 【沿革】

当社は、2005年7月の会社設立以来、“専門家をもっと身近に”を経営理念として、法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」および税務相談ポータルサイト「税理士ドットコム」を通じた、インターネットメディア事業を運営してまいりました。2005年8月に運営を開始した、主力サイトである「弁護士ドットコム」は、月間サイト訪問者数が2020年3月には1,181万人となるなど、法律相談ポータルサイトとして一定の社会的認知度を獲得しております。

今後は、当社事業を誰もが利用できる身近な専門家相談のインフラとして成長させ、日常的に有益な情報を発信することで、世界中の顕在・潜在するトラブルの解決および予防に貢献する所存であります。

会社設立後の事業の沿革は以下の通りであります。

年月	概要
2005年7月	東京都目黒区青葉台三丁目において、オーセンスグループ株式会社を設立
2005年8月	法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」運営開始 「弁護士ドットコム」サイト内で、「弁護士プロフィール」および「弁護士検索」をリリース
2005年11月	本店所在地を東京都港区六本木三丁目に移転
2006年8月	税務相談ポータルサイト「税理士ドットコム」運営開始（税理士マーケティング支援サービス提供開始） 本店所在地を東京都港区麻布台一丁目に移転
2007年5月	「弁護士ドットコム」サイト内で、無料法律相談サービス「みんなの法律相談」をリリース
2009年5月	本店所在地を東京都港区六本木一丁目に移転
2009年12月	「弁護士ドットコム」モバイル向けサイト「弁護士ドットコムモバイル」運営開始（有料会員サービス提供開始。モバイル向けサイトは2018年9月にサービス終了し、現在は、スマートフォン向けサイトのみ運営。）
2010年12月	本店所在地を東京都港区六本木四丁目に移転
2011年10月	「弁護士ドットコム」スマートフォン向けサイト運営開始
2012年4月	「弁護士ドットコム」サイト内で、法律関連記事配信サービス「弁護士ドットコムニュース」をリリース
2013年8月	弁護士マーケティング支援サービス（会員登録弁護士向け有料サービス）提供開始
2013年10月	商号をオーセンスグループ株式会社から弁護士ドットコム株式会社に変更
2014年3月	「税理士ドットコム」サイト内で、税務関連記事配信サービス「税理士ドットコムトピックス」をリリース
2014年5月	「税理士ドットコム」サイト内で、「税理士プロフィール」および「税理士検索」をリリース
2014年6月	「税理士ドットコム」サイト内で、無料税務相談サービス「みんなの税務相談」をリリース
2014年7月	本店所在地を東京都港区六本木二丁目に移転
2014年12月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2015年10月	弁護士向け情報誌「月刊弁護士ドットコム」（現在「季刊誌弁護士ドットコムタイムズ」）創刊
2015年10月	Web完結型クラウド契約サービス「クラウドサイン」運営開始
2016年3月	企業法務ポータルサイト「ビジネスロイヤーズ」運営開始
2016年4月	本店所在地を東京都港区六本木四丁目に移転
2016年5月	弁護士・法務担当者向け人材紹介サービス「弁護士ドットコムキャリア」運営開始
2016年6月	リーガル・テック領域の研究・開発を行う部署「LegalTech Lab（リーガルテックラボ）」を新設
2017年3月	「弁護士ドットコム」サイト内で、無料の「一括見積りサービス」をリリース
2018年2月	企業の管理部門向け転職支援サービス「EXCAREER」運営開始
2019年10月	株式会社三井住友フィナンシャルグループと、合併会社「SMBCクラウドサイン株式会社」を設立
2019年11月	法律書籍・雑誌の定額閲覧サービス「Business Lawyers Library」運営開始
2020年5月	弁護士向け法律書籍・雑誌の定額閲覧サービス「弁護士ドットコムLibrary」運営開始
2020年6月	「弁護士ドットコム」サイト内でオンライン法律相談サービス「弁護士ドットコムオンライン相談」運営開始

3 【事業の内容】

当社は、法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」および税務相談ポータルサイト「税理士ドットコム」を通じて、インターネットメディア事業を運営しております。また、当社は単一セグメントであります。当社の提供するサービスは、弁護士マーケティング支援サービス、有料会員サービス、税理士マーケティング支援サービス、広告その他サービスに分類されます。

(1) 当社運営Webサイトと提供サービスの関係

当社運営Webサイトと各サービスとの関係は以下の通りであります。

サイト	サービス
弁護士ドットコム	弁護士マーケティング支援サービス
	有料会員サービス
	広告その他サービス
税理士ドットコム	税理士マーケティング支援サービス

当社運営Webサイトの各サービスの内容は以下の通りであります。

サイトおよびサイト内のサービス名	サービスの内容	
弁護士ドットコム		
弁護士プロフィール・弁護士検索	無料	<ul style="list-style-type: none"> 登録弁護士や所属事務所の紹介、取り扱い分野、「弁護士ランキング」、問合せ電話番号等を記載した「弁護士プロフィール」の作成 取り扱い分野、地域や路線、性別、年齢、交通アクセス、設備、対応言語、経歴、資格、フリーワード等の詳細条件を指定した弁護士検索
	有料	<ul style="list-style-type: none"> 上記に加え、 弁護士の注力分野、注力分野ごとの料金表、解決事例の表示等、より詳細な「弁護士プロフィール」の作成 月額22,000円～55,000円（税込）
みんなの法律相談	無料	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士に対する匿名の法律相談 全ての一般ユーザーの法律相談・回答内容の閲覧（スマートフォン・フィーチャーフォンを除く）
	有料	<ul style="list-style-type: none"> 上記に加え、 全ての一般ユーザーの法律相談・回答内容の閲覧（スマートフォン・フィーチャーフォンを含む） 月額330円（税込）
弁護士ドットコムニュース	<ul style="list-style-type: none"> 身近な話題を弁護士が法的観点から解説する記事を中心とした、総合型のニュースを配信 他社が運営するインターネットニュースメディアに記事を外部提供 	
税理士ドットコム		
税理士紹介	<ul style="list-style-type: none"> 当社のコーディネーターを通じた無料の税理士紹介 紹介が成功した場合、当社は、税理士から成功報酬を収受 	
税理士プロフィール・税理士検索	<ul style="list-style-type: none"> 登録税理士や所属事務所の紹介、得意分野、得意業種、取り扱い会計ソフト、「税理士ランキング」、料金表、事例、問合せ電話番号等を記載した「税理士プロフィール」の作成 地域、相談分野、業種等の詳細条件を指定した税理士検索 	
みんなの税務相談	<ul style="list-style-type: none"> 税理士に対する匿名の税務相談 全ての一般ユーザーの税務相談・回答内容の閲覧 	
税理士ドットコムトピックス	<ul style="list-style-type: none"> 税務の話題を税理士が分かりやすく解説する記事等を配信 他社が運営するインターネットニュースメディアに記事を外部提供 	

(2) 「弁護士ドットコム」の月間サイト訪問者数および月間ページビュー数の推移

「弁護士ドットコム」の月間サイト訪問者数および月間ページビュー数の推移は以下の通りであります。

(月間サイト訪問者数の単位：万人、月間ページビュー数の単位：万ページビュー)

	月間サイト訪問者数(期末月)				月間ページビュー数 (期末月)
	合計	うち、パソコン	うち、フィーチャーフォン	うち、スマートフォン	
2016年3月	923	233	7	682	2,045
2017年3月	709	210	3	495	1,938
2018年3月	1,095	241	2	852	2,352
2019年3月	1,452	300	-	1,152	3,282
2020年3月	1,181	183	-	998	2,083

(3) 提供サービスの内容

弁護士マーケティング支援サービス

同サービスは弁護士を対象としたサービスであります。

「弁護士ドットコム」では、弁護士が無料の会員登録をすることで、サイト内でのプロフィールの掲載、「みんなの法律相談」を通じた、法的トラブルを抱える一般ユーザーからの法律相談への回答を行うことが可能です。また、一般ユーザーは、無料の会員登録をすることで、「みんなの法律相談」を通じて具体的な法律相談を行い、その回答内容や、回答した弁護士のプロフィールの提案等を参考に、インターネット上で自分に最適な弁護士を選択し、直接問合せをすることが可能です。なお、当事業年度末現在、国内の全弁護士数42,200人(出所：日本弁護士連合会ホームページ「日弁連の会員2020年4月1日現在の会員数」)の46.4%にあたる19,586人の弁護士が当社サービスに会員登録しております。

一方で、弁護士業界では、司法制度改革に伴う弁護士数の急増に起因する業界内の競争激化の影響を受け、顧客開拓に対するマーケティングニーズが高まっている中、インターネットを利用した各種マーケティング活動が活発化しております。

そのため、当サイトでは、有料会員登録弁護士向けの弁護士マーケティング支援サービスを提供しております。月額固定料金が発生する契約期間において、有料会員登録弁護士は、注力分野、注力分野ごとの料金表および解決事例の表示等、無料会員登録弁護士より詳細な「弁護士プロフィール」の作成が可能です。

会員登録弁護士数およびその内数である有料会員登録弁護士数の推移は以下の通りであります。

(単位：人)

	会員登録弁護士数 (期末月)	うち、有料会員登録弁護士数 (期末月)
2016年3月	10,780	2,292
2017年3月	13,180	3,162
2018年3月	15,094	3,825
2019年3月	17,130	4,476
2020年3月	19,586	4,998

有料会員サービス

同サービスは一般ユーザーを対象としたサービスであります。

「弁護士ドットコム」では、法的トラブルを抱える一般ユーザーが、会員登録のうえ、無料法律相談サービス「みんなの法律相談」を通じて弁護士に法律相談することが可能です。相談、回答の内容は一般公開されており、一般ユーザーは全ての一般ユーザーのトラブル事例の相談および回答内容をパソコンで閲覧できます。有料会員は月額330円(税込)を支払うことで、スマートフォンで全ての一般ユーザーのトラブル事例の相談および回答内容を閲覧することが可能です。

有料会員は、パソコンに比べてポータブルな端末であるスマートフォンを用いて自身以外の同様のトラブル事例の相談および回答内容を閲覧できるため、自身の今後の対応に、より有用な参考情報を得ることが可能です。

有料会員数の推移は以下の通りであります。

(単位：人)

	有料会員数(期末月)		
	合計	うち、フィーチャーフォン	うち、スマートフォン
2016年3月	75,998	3,937	72,061
2017年3月	100,859	2,754	98,105
2018年3月	133,069	2,104	130,965
2019年3月	174,324		174,324
2020年3月	178,291		178,291

上記のサービスに加え、「弁護士ドットコム」では、身近な話題を弁護士が法的観点から解説する記事を中心とした、総合型のニュースを配信しており、他社が運営するインターネットニュースメディアにも記事を外部提供しております。

税理士マーケティング支援サービス

同サービスは税理士を対象としたサービスであり、「税理士ドットコム」では、税理士を探している一般ユーザーへの税理士の紹介を通じた、税理士マーケティング支援サービスを行っております。

「税理士ドットコム」では、税理士が無料の会員登録をすることで、当社から税理士を探している一般ユーザーの紹介を受けることが可能であることに加え、サイト内でのプロフィールの掲載、「みんなの税務相談」を通じた、税務の悩みを抱える一般ユーザーからの税務相談への回答を行うことが可能です。

一般ユーザーは、会社設立手続き、新規顧問契約、現状の顧問税理士の変更などのタイミングで税理士探しをする際、「税理士ドットコム」を通じて、電話またはメールで当社に問合せを行います。問合せを受けた当社のコーディネーターは、一般ユーザーのニーズをヒアリングし、「税理士ドットコム」に登録している税理士からニーズに合う複数の税理士を抽出し、一般ユーザーに提案・紹介を行います。紹介が成功した場合は、税理士から当社に成功報酬の支払いが発生します。

「税理士ドットコム」では、会員登録税理士が、自身のプロフィールページをサイト内に作成することが可能です。プロフィールページである「税理士プロフィール」には、自身や所属事務所の紹介、得意分野・業種、料金表、事例紹介などが掲載されます。税理士を探している一般ユーザーは、「税理士検索」機能を通じて、地域、相談分野、業種等の検索項目から詳細条件を指定して税理士を絞り込み検索することが可能です。ユーザーは、検索結果として表示された税理士の中から、「税理士プロフィール」を閲覧し、税理士の選定にあたって有用な情報を得ることが可能です。

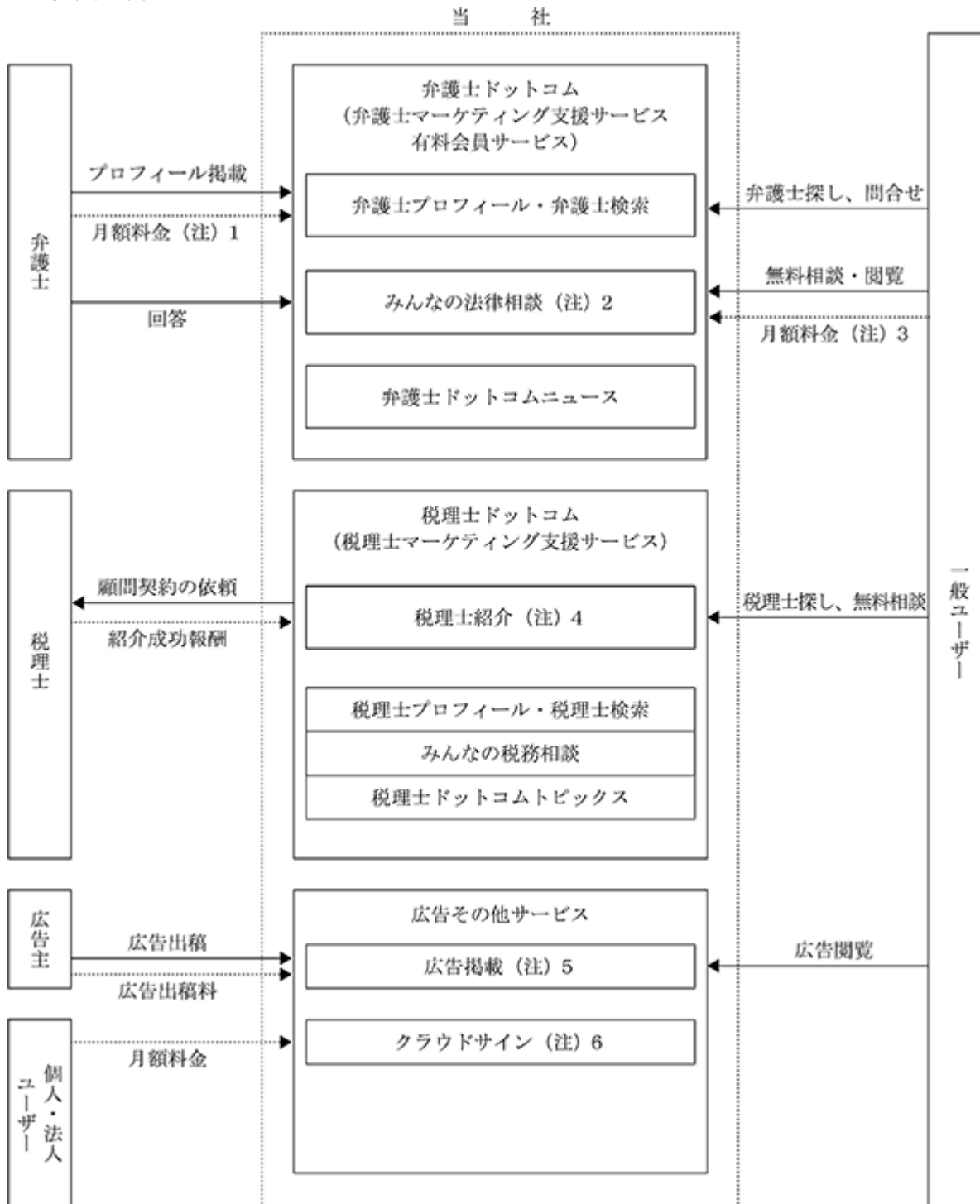
「税理士ドットコム」では、税務の悩みを抱える一般ユーザーが、会員登録のうえ、無料税務相談サービス「みんなの税務相談」を通じて税理士に匿名の税務相談をすることが可能です。相談、回答の内容は一般公開されており、ユーザーは全ての一般ユーザーの税務相談および回答内容を閲覧することができるため、自身の今後の対応に、より有用な参考情報を得ることが可能です。

「税理士ドットコム」では、「弁護士ドットコムニュース」の運営で培ったノウハウを生かし、「税理士ドットコムトピックス」を通じて、一般的に難解であるとの印象の強い税務の話題を税理士がわかりやすく解説する記事等を配信しております。

広告その他サービス

当社は、当社が運営するサイトに広告枠を設けており、これを販売しております。主な広告主は、アドネットワーク事業者(複数の広告主の広告出稿を取りまとめ、参画するメディアに広告を配信する事業者)に出稿している広告主であります。また、Web完結型クラウド契約サービス「クラウドサイン」を販売しております。

〔事業系統図〕



- (注) 1. 当社は、弁護士向けに、「弁護士ドットコム」サイト内に詳細な弁護士プロフィールの作成ができる、弁護士マーケティング支援サービスを提供しており、その対価として弁護士から月額定額料金を収受しております。
2. 一般ユーザーは、弁護士に無料で匿名の法律相談をすることが可能です。一般ユーザーは、全ての一般ユーザーの法律相談・回答内容をパソコンで閲覧できます。
3. 当社は、一般ユーザー向けに、スマートフォンで全ての一般ユーザーの法律相談・回答内容を閲覧できる機能を有料で提供しております。
4. 一般ユーザーは、無料で当社のコーディネーターから税理士の紹介を受けることが可能です。紹介が成功した場合、当社は、税理士から紹介成功報酬を収受しております。
5. 当社は、当社が運営するサイトに広告枠を設け、これを販売し、広告出稿料を収受しております。
6. 当社は、Web完結型クラウド契約サービス「クラウドサイン」を販売し、月額料金を収受しております。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
240	34.0	2.2	6,015

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数が最近1年間において50名増加したのは、当社の事業規模の拡大による業容拡大によるものであります。
4. 当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針

当社は、“専門家をもっと身近に”を経営理念として、法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」および税務相談ポータルサイト「税理士ドットコム」を通じた、インターネットメディア事業を運営しております。

(2) 経営環境及び対処すべき課題

当社は、今後、中長期的な企業の成長のための経営戦略を実行し、経営理念を実現するため、以下のような課題に対処してまいります。

収益基盤の強化および事業領域の拡大

当社は「弁護士ドットコム」における弁護士マーケティング支援サービスおよび有料会員サービスによる収益を中心として収益基盤を構築してまいりましたが、今後の成長のために更なる収益基盤の強化と事業領域の拡大が課題であると認識しております。

この課題に対応するため、「弁護士ドットコム」の運営においては、継続的にサイトのコンテンツの拡充およびユーザビリティの向上を実施し、認知度の向上および顧客基盤の拡大を実現することで、広く社会からインターネットを通じた弁護士へのアクセスをより容易とし、顕在・潜在する法的トラブルの解決および予防に貢献する、価値の高い法律相談ポータルサイトへと成長させ、サイト利用者である一般ユーザーおよび弁護士の更なる支持を獲得し、収益の拡大を図ってまいります。

同時に、税理士をはじめとした弁護士以外の専門家についても、「弁護士ドットコム」の運営を通じて得たノウハウを活用し、インターネットを通じて、専門家へのアクセスをより容易とし、一般ユーザーが抱えている課題の解決に貢献する、価値の高いサービスを積極的に展開することで事業領域の拡大を図ってまいります。

システムの安定稼働およびセキュリティの強化

当社はインターネットメディア事業を展開しているため、サービス提供にかかるシステムの安定稼働およびセキュリティ管理が重要な課題であると認識しております。

この課題に対応するため、今後の事業拡大においてサービス利用者数が増加した場合も、環境の変化に対応したシステム保守管理体制を構築することで、システムの安定稼働および高度なセキュリティが維持されたサービス提供が可能となるように努めてまいります。

優秀な人材の確保および組織体制の強化

当社は、今後の更なる事業拡大を目指すうえで、開発部門および営業部門等における優秀な人材の確保およびその人材の育成が重要な課題であると認識しております。

人材確保においては、積極的な中途採用活動を実施し、当社の経営理念に共感を持った早期に戦力化可能な人材の採用を行ってまいります。

人材の育成については、採用した人材のモチベーションを向上させる人事諸制度の構築を行うことで、最大限の実力を発揮できる組織体制の強化および最適な人員配置を実施してまいります。

2 【事業等のリスク】

投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応に努める方針であります。当社の株式に関する投資判断は、本項および本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は当事業年度末現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅したものではありません。

(1) 事業環境に係わるリスクについて

インターネット市場について

当社はインターネットメディア事業を主要な事業領域としており、インターネットのさらなる普及は当社の今後の成長にとって重要であります。2019年12月末時点の移動系通信の契約数は、1億8,481万回線（前期比0.8%増）と増加が続いており（出所：総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（令和元年度第3四半期（12月末）」）、スマートフォンおよびタブレット端末や高速通信手段の普及が急速に進んでいくなど、インターネットの利用環境は年々改善されており、今後についても同様の傾向が続くと思われ。しかしながら、インターネット利用に関する新たな規制やその他予期せぬ要因により、インターネット利用環境が悪化し、インターネット利用の順調な発展が阻害された場合、当社の事業展開に支障が生じ、当社の事業および業績に影響を与える可能性があります。

技術革新について

インターネット業界は、技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が激しく、新しいサービスが逐次産み出されている中、当社も技術革新および顧客ニーズの変化に対応するべく、積極的に最新の情報の蓄積、分析および当社サービスへの導入に取り組んでおります。しかしながら、技術革新において当社が予期しない急激な変化があり、その対応が遅れた場合には、当社のサービスの陳腐化や競争力の低下を引き起こし、当社の事業および業績に影響を与える可能性があります。

競合について

当社が運営する主力サイト「弁護士ドットコム」では、インターネットを通じた弁護士へのマーケティング支援サービスを提供しており、サービスの確立および今後の成長には弁護士業界からの支持が必要不可欠であります。当事業年度末現在、国内の全弁護士数42,200人（出所：日本弁護士連合会ホームページ「日弁連の会員2020年4月1日現在の会員数」）の46.4%にあたる19,586人の弁護士が当社サービスに会員登録していることが当社の市場優位性の基盤となり、競合他社が容易に参入し難い事業環境としておりますが、今後何らかの理由により当社が弁護士業界からの支持を失った場合、または当社以外の競合他社が弁護士業界から一定の支持を受けた状態で同サービスに参入した場合は、競争激化により、当社の事業展開に支障が生じ、当社の事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に係わるリスクについて

新規事業について

当社は、今後も事業内容の多様化や新規事業への取り組みを進めていく予定であり、これによる事業規模の拡大および収益力の向上に努めてまいりますが、これらの実現には、人材の採用、サービス・ソフトウェア開発費用等の追加的な支出が発生し、さらに、新規事業が目論見通りに推移しないことで、追加的な支出についての回収が行えず、当社の利益率が一時的に低下する可能性があります。

サイト運営の健全性について

当社が運営する主力サイト「弁護士ドットコム」では、法的トラブルを抱えた一般ユーザーが、会員登録のうえ、無料法律相談サービス「みんなの法律相談」を通じて弁護士に匿名の法律相談することが可能です。また、「税理士ドットコム」では、税務の悩みを抱えた一般ユーザーは、会員登録をすることで、無料税務相談サービス「みんなの税務相談」を通じて税理士に匿名の税務相談をすることが可能です。

当社はサイト運営に関して利用規約をサイト上に明示し、一般ユーザーの適切な利用を促すよう努めており、「みんなの法律相談」および「みんなの税務相談」では、相談および回答内容の全件監視体制を構築していることから、利用規約で禁止されている、特定個人に対する誹謗中傷、個人情報および企業の名称、知的財産権を侵害す

る内容、公序良俗に反する内容等の不適切な投稿があった場合には当該相談および回答を削除するなど、健全なサイト運営を維持しております。

このような体制を構築しているにもかかわらず、不適切な投稿に対して当社が十分な対応ができない場合は、当社がサイト運営者として信頼を失う可能性があり、当社の事業展開に支障が生じ、当社の事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業運営体制について

当社は、今後の業容の拡大に伴い、継続的な人材の確保が必要となるため、優秀な人材を適切に確保するとともに、人材の育成に努めてまいります。しかしながら、人材の確保および育成が計画通りに進まなかった場合は、当社の事業展開に支障が生じ、当社の事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) システムリスクについて

当社の事業はインターネット環境において行われており、サービスの安定供給のために適切なセキュリティ対策を施しております。しかし、ハードウェア・ソフトウェアの不具合、人為的なミス、コンピュータウィルス、第三者によるサーバーやシステムへのサイバー攻撃、自然災害等の予期せぬ事象の発生によって、当社の想定しないシステム障害等が発生した場合は、当社の事業活動に支障が生じ、事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 法的規制について

法的規制について

a インターネットにおける法的規制について

当社がインターネット上で運営している事業においては各種法的規制を受けており、その内容は以下の通りであります。

(a) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）

当社は、同法における特定電気通信役務提供者として、特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害された場合に、権利を侵害した情報の送信を防止する措置を講じたり、損害賠償義務を負ったりする可能性があります。また、権利を侵害された者に対して、権利を侵害した情報を発信した者に関する情報の開示義務を課される場合があります。

(b) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（不正アクセス禁止法）

当社は、同法におけるアクセス管理者として、不正アクセス行為からの一定の防御措置を講ずる努力義務が課されております。

(c) 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（特定電子メール法）

当社が、利用者に対し、広告や宣伝の手段として電子メールを送信する場合には、一定の事項を当該メール上に表示する義務等が課されております。

インターネット上のトラブル等への対応として、インターネット関連事業を規制する法令は徐々に整備されている状況にあるため、今後、インターネットの利用や関連するサービスおよびインターネット関連事業を営む事業者を規制対象とする新たな法令等による規制や既存法令等の解釈等が変更等された場合には、当社の事業が制約を受ける可能性があり、その場合、当社の事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。

b その他の法的規制について

(a) 不当景品類及び不当表示防止法（景表法）

当社の運営するサイトにおける広告などに該当する表記について、優良誤認表示や有利誤認表示等の不当な表示を行うことがないよう義務が課されておりますが、同法の内容または解釈等が変更された場合には、当社の事業が制約を受ける可能性があり、その場合、当社の事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。

(b) 弁護士法および同法の関連法規

当社は弁護士へのマーケティング支援サービスを提供しており、弁護士法、同法の関連法規、および各単位弁護士会の規則・ガイドラインを遵守する必要があります。例えば、弁護士法第72条において報酬を得る目的での弁護士に対する訴訟事件等の周旋は禁止されており、同サービスの運営においてはもちろん、新規事業を検討する際には適宜日本弁護士連合会等の所管組織に確認するなど、細心の注意を払った事業運営をしております。しかし、同法の内容または解釈が変更された場合には、当該規制の内容や解釈の変更等の動向により、当社の事業が制約を受ける可能性があり、その場合、当社の事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の管理について

当社は事業運営上個人情報を保有する場合がありますが、個人情報の管理は当社にとって極めて重要な責務となるため、厳重な顧客情報管理のルールに基づき十分なセキュリティ対策を施しております。しかし、当社の保有する個人情報が流出し不正に使用された場合、当社が責任を問われ社会的信頼を失うことで、当社の事業展開に支障が生じ、事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について

当社は運営事業に関わる知的財産権の適正な獲得に努めるとともに、第三者の知的財産権を侵害することがないよう可能な限りの対策を施しております。しかし、当社が認識していない知的財産権が既に第三者に成立しており、これを侵害したことを理由として損害賠償請求や差止請求を受けた場合、当社の事業展開に支障が生じ、事業および業績に影響を与える可能性があります。

訴訟について

本書提出日現在において、当社として関与している当社の事業および業績に影響を及ぼす訴訟手続きはありません。しかし、今後の当社の事業展開の中で、第三者の権利・利益を侵害したとして損害賠償請求等の訴訟その他の法的手続が行われる可能性があり、その訴訟その他の法的手続の内容および結果、損害賠償の金額によっては、当社の事業展開に支障が生じ、事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) その他

配当政策について

当社は、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来配当を実施しておりません。株主への利益配分につきましては、経営の最重要課題のひとつと位置付けておりますが、現在は内部留保の充実に注力する方針であります。

将来的には、経営成績および財政状態を勘案しながら株主への利益配分を検討いたしますが、配当実施の可能性およびその実施時期等については、現時点において未定であります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、会社法第236条、第238条および第239条の規定に従って、2013年9月25日開催の臨時株主総会決議および2014年6月11日開催の定時株主総会決議に基づき、当社役員、従業員、外部顧問およびコンサルタントに対するインセンティブを目的として新株予約権を付与しております。

また、会社法第236条、第238条および第240条の規定に従って、2017年4月17日開催の取締役会決議および2018年1月15日開催の取締役会決議に基づき、当社役員、従業員に対して業績目標を達成した場合にのみ権利行使が可能となる新株予約権を有償にて付与しております。

これらの新株予約権が権利行使された場合は、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があり、将来における株価へ影響を及ぼす可能性があります。また、当社では今後も新株予約権の付与を行う可能性があり、この場合、さらに1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

当事業年度末現在、新株予約権による潜在株式数は749,600株であり、発行済株式総数22,251,000株の3.4%に相当しております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(業績等の概要)

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済対策や金融政策の効果等による、企業収益や雇用情勢の改善傾向が続き、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、年度終盤には、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、海外経済の急速な落ち込みに伴う輸出や鉱工業生産の減少、企業の業況感の悪化に伴う設備投資の増勢の鈍化や資金繰りの悪化、雇用・所得環境への悪影響やこれに伴う個人消費の減少等、わが国経済の厳しさは増しており、感染症拡大が収束に向かうまで、厳しい状態が続くと見込まれております。

当社を取り巻くインターネット関連市場につきましては、スマートフォンやタブレット端末の普及に伴い、インターネット利用人口普及率が高い水準を維持している中、2019年12月末時点の移動系通信の契約数は、1億8,481万回線（前期比0.8%増）と増加が続いております。（出所：総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（令和元年度第3四半期（12月末）」））。

このような事業環境のもと、当社は、“専門家をもっと身近に”を経営理念として、法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」および税務相談ポータルサイト「税理士ドットコム」を通じた、インターネットメディア事業を運営してまいりました。

「弁護士ドットコム」では、ユーザーに向けた有益なコンテンツの提供やユーザビリティの向上に注力するとともに、身近な話題を弁護士が法的観点から解説するオウンドメディア「弁護士ドットコムニュース」の記事配信による認知度向上に努めた結果、2020年3月における月間サイト訪問者数は1,181万人（前年同月比18.7%減）となりました。当事業年度末時点の会員登録弁護士数が19,586人（前年同月比14.3%増）、そのうち、弁護士マーケティング支援サービスの有料会員登録弁護士数が4,998人（前年同月比11.7%増）となりました。また、「弁護士ドットコム」の有料会員サービスの有料会員数が178,291人（前年同月比2.3%増）となり、各サービスの会員数の増加が順調に推移しております。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高は4,132百万円（前年同期比31.9%増）、営業利益392百万円（前年同期比23.0%減）、経常利益395百万円（前年同期比22.6%減）、当期純利益260百万円（前年同期比21.9%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ198百万円減少し、当事業年度末には、1,197百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得た資金は142百万円（前事業年度は299百万円の収入）となりました。主な要因は、税引前当期純利益395百万円の計上、減価償却費127百万円の計上、貸倒引当金の増加額6百万円、未払金の増加額35百万円があったものの、売上債権の増加額153百万円、前払費用の増加額97百万円、未払費用の減少額13百万円、未払消費税等の減少額5百万円、法人税等の支払額181百万円があったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により支出した資金は341百万円（前事業年度は165百万円の支出）となりました。主な要因は、投資有価証券の取得による支出39百万円、関連会社株式の取得による支出49百万円、有形固定資産の取得による支出30百万円、無形固定資産の取得による支出200百万円、敷金の差入による支出25百万円があったものの、敷金の回収による収入4百万円があったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により得た資金は1百万円（前事業年度は5百万円の収入）となりました。主な要因は、ストックオプションの行使による収入1百万円があったこと等によるものであります。

(3) 生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績

当社の業務には生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしていません。

b. 受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、受注実績に関する記載はしていません。

c. 販売実績

当事業年度における販売実績をサービスごとに示すと、次の通りであります。なお、当社の事業は単一セグメントでありセグメント情報を記載していないため、サービス別に記載しております。

事業別	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
インターネットメディア事業	4,132,528	31.9
弁護士マーケティング支援サービス	2,106,872	17.5
有料会員サービス	659,846	19.1
税理士マーケティング支援サービス	468,394	47.4
広告その他サービス	897,415	92.1
合計	4,132,528	31.9

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債および収益・費用の報告金額および開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当事業年度末の総資産は2,520百万円となり、前事業年度末と比較して266百万円の増加となりました。その主な要因は、売掛金および前払費用が増加したこと等によるものであります。

(流動資産)

当事業年度末の流動資産は、1,946百万円となり、前事業年度末と比較して50百万円の増加となりました。これは主に売掛金が増加(前事業年度比153百万円増加)、および前払費用が増加(前事業年度比97百万円増加)したものの、現金及び預金が減少(前事業年度比198百万円減少)したこと等によるものであります。

(固定資産)

当事業年度末の固定資産は、574百万円となり、前事業年度末と比較して216百万円の増加となりました。これは主に関係会社株式が増加(前事業年度比49百万円増加)、ソフトウェア仮勘定が増加(前事業年度比43百万円増加)、ソフトウェアが増加(前事業年度比41百万円増加)、投資有価証券が増加(前事業年度比39百万円増加)、敷金及び保証金が増加(前事業年度比19百万円増加)、繰延税金資産が増加(前事業年度比12百万円増加)、建物が増加(前事業年度比10百万円増加)したこと等によるものであります。

(流動負債)

当事業年度末の流動負債は、389百万円となり、前事業年度末と比較して5百万円の増加となりました。これは主に未払金が増加(前事業年度比25百万円増加)、および預り金が増加(前事業年度比11百万円増加)したものの、未払費用が減少(前事業年度比13百万円減少)、未払法人税等が減少(前事業年度比12百万円減少)、および未払消費

税等が減少（前事業年度比5百万円減少）したこと等によるものであります。

（固定負債）

当事業年度末の固定負債はありません。

（純資産）

当事業年度末の純資産は、2,130百万円となり、前事業年度末と比較して261百万円の増加となりました。これは主に利益剰余金が増加（前事業年度比260百万円増加）したこと等によるものであります。

(3) 経営成績の分析

（売上高）

売上高は4,132百万円（前年同期比31.9%増）となりました。これは主に、弁護士マーケティング支援サービスの有料会員登録弁護士数が順調に推移したこと、およびその他広告売上高が増加したことによるものであります。

（売上総利益）

売上原価は643百万円（前年同期比38.6%増）となりました。これは主に、ソフトウェアの開発や制作に係る人件費や経費が増加した一方で、ソフトウェアの開発や制作の進行に伴いソフトウェア仮勘定への振替えを行ったこと等によるものであります。

この結果、売上総利益は3,489百万円（前年同期比30.8%増）となりました。

（営業利益）

販売費及び一般管理費は3,096百万円（前年同期比43.5%増）となりました。これは主に、従業員の増加に伴う人件費の増加および広告宣伝費の増加等によるものであります。

この結果、営業利益は392百万円（前年同期比23.0%減）となりました。

（経常利益）

当事業年度の経常利益は、395百万円（前年同期比22.6%減）となりました。

（当期純利益）

法人税等は、135百万円（前年同期比20.5%減）となりました。

この結果、当期純利益は260百万円（前年同期比21.9%減）となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

当事業年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ198百万円減少し、当事業年度末には、1,197百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得た資金は142百万円（前事業年度は299百万円の収入）となりました。主な要因は、税引前当期純利益395百万円の計上、減価償却費127百万円の計上、貸倒引当金の増加額6百万円、未払金の増加額35百万円があったものの、売上債権の増加額153百万円、前払費用の増加額97百万円、未払費用の減少額13百万円、未払消費税等の減少額5百万円、法人税等の支払額181百万円があったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により支出した資金は341百万円（前事業年度は165百万円の支出）となりました。主な要因は、投資有価証券の取得による支出39百万円、関連会社株式の取得による支出49百万円、有形固定資産の取得による支出30百万円、無形固定資産の取得による支出200百万円、敷金の差入による支出25百万円があったものの、敷金の回収による収入4百万円があったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により得た資金は1百万円（前事業年度は5百万円の収入）となりました。主な要因は、ストックオプションの行使による収入1百万円があったこと等によるものであります。

（資金の財源及び資金の流動性に係る情報）

キャッシュ・フロー関連指標の推移

	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
自己資本比率（％）	80.4	82.9	81.5	82.9	84.5
時価ベースの自己資本比率（％）	1,426.1	1,283.1	2,397.4	4,331.0	3,729.6

キャッシュ・フロー対有利子負債比率(年)					
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)					

自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：キャッシュ・フロー / 利払い

(注1) キャッシュ・フローは、営業活動によるキャッシュ・フローを利用しています。

(注2) キャッシュ・フロー対有利子負債比率については、有利子負債が存在しないため、記載しておりません。

(注3) インタレスト・カバレッジ・レシオについては、利払いがないため、記載しておりません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載の通り、事業環境、事業内容、事業運営体制、システムリスク、法的規制等様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。

そのため、当社は常に市場動向に留意しつつ、内部管理体制を強化し、優秀な人材を確保し、市場のニーズに合ったサービスを展開していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社が今後の業容を拡大し、より良いサービスを継続的に展開していくためには、経営者は「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。それらの課題に対応するために、経営者は常に外部環境の構造やその変化に関する情報の入手および分析を行い、現在および将来における事業環境を確認し、その間の課題を認識すると同時に最適な解決策を実施していく方針であります。

(7) 重要な会計上の見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

財務諸表の作成に際しては、決算日における資産・負債の報告数値および偶発債務の開示、報告機関における収益・費用の報告数値に影響を与える見積りおよび予測を行わなければなりません。したがって、当該見積りおよび予測については不確実性が存在するため、将来生じる実際の結果はこれらの見積りおよび予測と異なる場合があります。

当社は、特に以下の会計上の見積りが当社の財務諸表に重要な影響を与えるものと考えております。

a. 繰延税金資産

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や過程に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

b.貸倒引当金

当社は、債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、取引先の財政状態が予想を大幅に超えて悪化し、その支払能力が著しく低下した場合、追加引当処理が必要となる可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資総額は、219,912千円であり、その主なものは、本社分室開設に伴う支出が11,211千円、および当社の事業運営を行うためのソフトウェアの開発にかかるものが200,278千円であります。

2 【主要な設備の状況】

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフトウエ ア	ソフトウエ ア仮勘定	合計	
本社 (東京都港区)	インターネット メディア事業	本社機能	53,830	17,776	214,611	56,890	343,109	227

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 上記の本社事務所は、他の者から賃借しており、その内容は、下記の通りであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	賃借床面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都港区)	インターネット メディア事業	本社事務所	1,818.3	98,124

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	48,000,000
計	48,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	22,251,000	22,260,000	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は100株であります。
計	22,251,000	22,260,000		

(注) 提出日現在発行数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

ストックオプション制度の内容は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項」の(ストック・オプション等関係)に記載しております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年4月1日～ 2016年9月30日 (注)1	普通株式 30,100	普通株式 7,261,500	3,506	420,947	3,506	386,641
2016年10月1日 (注)2	普通株式 14,523,000	普通株式 21,784,500		420,947		386,641
2016年10月2日～ 2017年3月31日 (注)3	普通株式 39,900	普通株式 21,824,400	1,556	422,503	1,556	388,197
2017年4月1日～ 2018年3月31日 (注)4	普通株式 342,300	普通株式 22,166,700	13,349	435,853	13,349	401,547
2018年4月1日～ 2019年3月31日 (注)5	普通株式 67,800	普通株式 22,234,500	2,644	438,497	2,644	404,191
2019年4月1日～ 2020年3月31日 (注)6	普通株式 16,500	普通株式 22,251,000	643	439,140	643	404,834

- (注) 1. 2016年4月1日から2017年9月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が30,100株、資本金が3,506千円、資本準備金が3,506千円増加しております。
2. 2016年10月1日付けで、普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。
3. 2016年10月2日から2017年3月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が39,900株、資本金が1,556千円、資本準備金が1,556千円増加しております。
4. 2017年4月1日から2018年3月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が342,300株、資本金が13,349千円、資本準備金が13,349千円増加しております。
5. 2018年4月1日から2019年3月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が67,800株、資本金が2,644千円、資本準備金が2,644千円増加しております。
6. 2019年4月1日から2020年3月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が16,500株、資本金が643千円、資本準備金が643千円増加しております。
7. 2020年4月1日から2020年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が9,000株、資本金が351千円、資本準備金が351千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式 の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)		10	29	36	131	9	4,984	5,199	
所有株式数 (単元)		21,583	3,123	100,657	26,814	35	70,220	222,432	7,800
所有株式数 の割合(%)		9.70	1.40	45.25	12.05	0.02	31.57	100.00	

(注) 自己株式194株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に94株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
TIM株式会社	東京都港区六本木四丁目1番4号	10,038	45.11
元榮 太郎	千葉県柏市	5,131	23.06
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,010	4.54
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 (常任代理人)株式会社みずほ銀行	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号)	613	2.75
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	573	2.57
THE BANK OF NEW YORK 133652 (常任代理人)株式会社みずほ銀行	RUE MONTROYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南二丁目15番1号)	435	1.95
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT (常任代理人)シティバンク	7TH FLOOR, 155 WELLINGTON STREET WEST TORONTO, ONTARIO, CANADA, M5V 3L3 (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	336	1.51
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	194	0.87
内田 陽介	東京都渋谷区	162	0.73
JP MORGAN CHASE BANK 380646 (常任代理人)株式会社みずほ銀行	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号)	151	0.67
計		18,647	83.80

(注) 1 2018年6月6日付で関東財務局に提出された大量保有報告書および2019年8月6日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニーが2019年7月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	保有株券等の数	株券保有割合
ベイリー・ギフォード・ アンド・カンパニー	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ ロウ、エジンバラ EH13AN スコットランド	1,188千株	5.34%

(注) 2 2019年5月10日付で関東財務局に提出された大量保有報告書および2020年3月19日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社が2020年3月13日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	保有株券等の数	株券保有割合
JPモルガン・アセット・ マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	1,270千株	5.71%

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100		権利内容に何ら限定のない当社において標準となる株式であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 22,243,100	222,431	同上
単元未満株式	普通株式 7,800		
発行済株式総数	普通株式 22,251,000		
総株主の議決権		222,431	

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 弁護士ドットコム株式 会社	東京都港区六本木四丁目1 番4号	100		100	0.00
計		100		100	0.00

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	27	154
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(新株予約権の権利行使)				
保有自己株式数	194		194	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来配当を実施しておりません。株主への利益配分につきましては、経営の最重要課題のひとつと位置付けておりますが、現在は内部留保の充実に注力する方針であります。

将来的には、経営成績および財政状態を勘案しながら株主への利益配分を検討いたしますが、配当実施の可能性およびその実施時期等については、現時点において未定であります。

なお、当社は、剰余金を配当する場合には、期末配当の年1回を基本方針としておりますが、会社法第459条第1項に基づき、期末配当は3月31日、中間配当は9月30日をそれぞれ基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定款規定を設けており、配当の決定機関は、取締役会であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、2005年7月の会社設立以来、“専門家をもっと身近に”を経営理念として、法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」をはじめとする、インターネットメディア事業を運営してまいりました。

この事業運営において、当社は、継続的な企業価値向上のためコーポレート・ガバナンスの確立が重要課題であると認識しており、そのためには経営の透明性の向上と経営監視機能の強化が不可欠であると認識しております。

当社は、経営の効率性を確保するため、企業の成長による事業の拡大に合わせて組織体制を適宜見直し、各組織部門の効率的な運営および責任体制の確立を図っております。

また、経営の透明性を確保するため、監査役会による取締役の業務執行に対する監督機能ならびに法令、定款および当社諸規程の遵守を図るべく内部統制機能を充実し、迅速かつ適正な情報開示を実現すべく施策を講じております。

今後も企業利益と社会的責任の調和する誠実な企業活動を展開しながら、株主を含めたすべてのステークホルダーの利益に合う経営の実現および企業価値の向上を目指して、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

当社においては、少数株主保護のため、社外監査役3名を含めた監査役会による監視のもと、社外取締役2名を含めた取締役会において合理的かつ適切な決議を行う体制となっております。

このようなことから、当社は支配株主の影響を受け、支配株主に有利な取引、投資、事業展開を行うような状況にはありません。

なお、支配株主との取引が発生する際には一般投資家のモニタリングに資するため、適切に開示を行う方針です。

企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は、監査役制度を採用しております。当社では、取締役会において経営上の重要な事項の意思決定および業務執行の意思決定を行っており、取締役会および監査役会により業務執行の監督および監視を行っております。なお、取締役会は8名(うち2名は社外取締役)、監査役会は3名(うち3名は社外監査役)で構成しております。

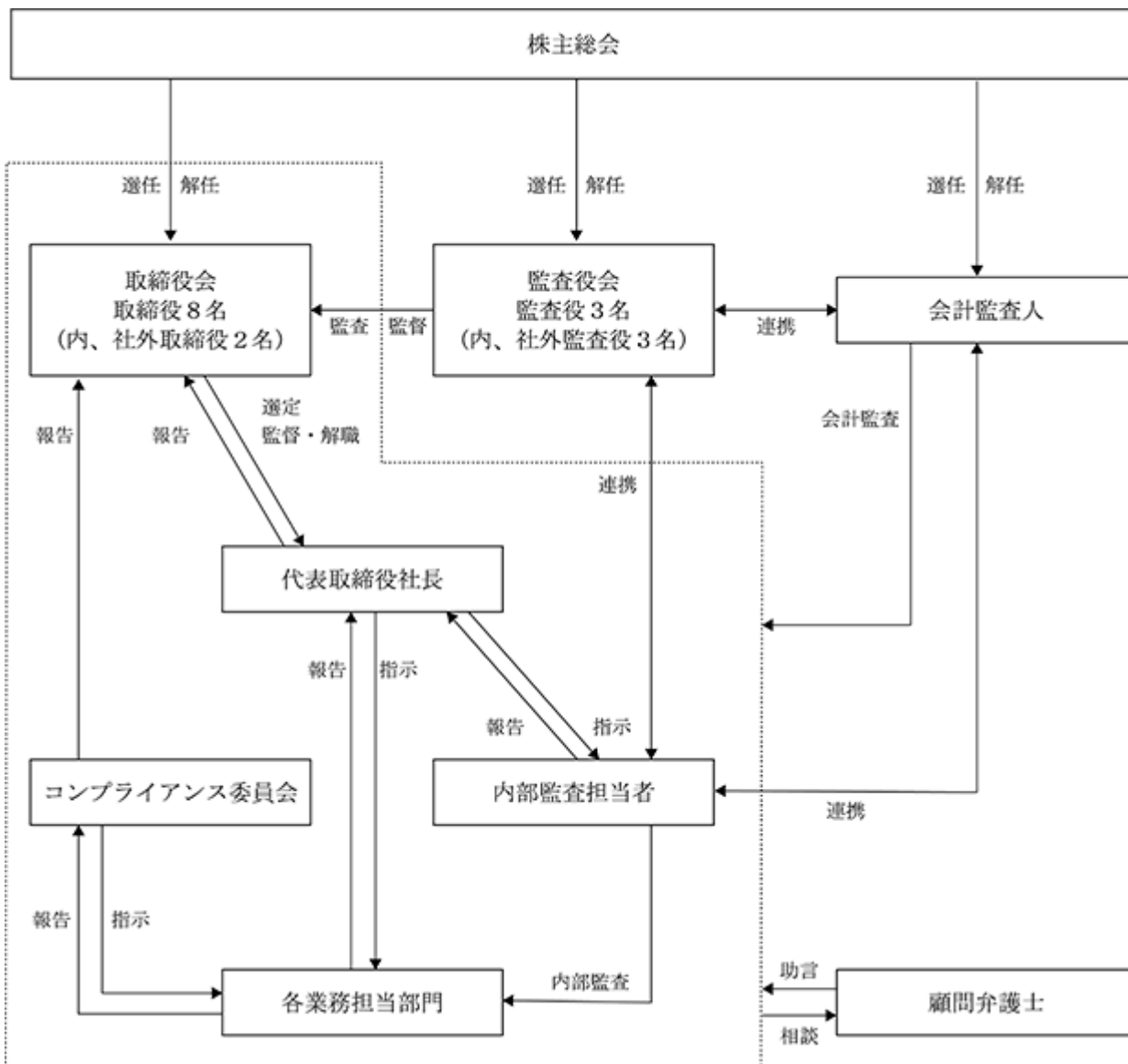
す。

役職名	氏名
代表取締役会長	元榮 太一郎
代表取締役社長	内田 陽介
取締役	渡邊 陽介
取締役	田上 嘉一
取締役	橋 大地
取締役	松浦 啓太
社外取締役	石丸 文彦
社外取締役	村上 敦浩
社外監査役（常勤）	唐樋 和明
社外監査役	須田 仁之
社外監査役	阿久津 操

社外取締役2名と社外監査役3名は、各自の経験や見識に基づいた意見を積極的に取締役会で発言するだけでなく、各自が監督機能をもつことで、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

(現状の体制を採用している理由)

当社がこのような体制を採用している理由は、経営の透明性を確保するため、社外取締役および社外監査役の各自の経験と見識に基づいた監督機能をもつことに加え、監査役会による各取締役の業務執行に対する監督機能ならびに法令、定款および当社諸規程の遵守を図るべく内部統制機能を充実させることが、株主を含めたすべてのステークホルダーの利益に適う経営の実現および企業価値の向上につながると考えているためであります。



ロ．会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況

当社は、経営の効率性、迅速性を高めることを目的として、取締役会を8名で構成しております。取締役会は、毎月1回の定時取締役会のほか、臨時取締役会を必要に応じて適宜開催し、取締役8名のほか監査役3名が出席し、法令、定款および当社諸規程に基づき、経営方針等の決定、経営に関する重要事項の決議および業務の進捗状況の報告を行っております。

また、当社は監査役会を設置しており、社外監査役3名を含む3名の監査役(うち常勤監査役1名)で構成しております。監査役は取締役会およびその他の社内会議に出席するほか、各取締役および重要な使用人との面談および各事業部門に対する業務監査を通じて、取締役の職務執行について監査を行っております。

さらに、当社は、従業員のコンプライアンス意識向上ならびに法令違反行為の監視および対処を目的として、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しており、定期的に当社のコンプライアンスの状況の情報共有や社員に対するコンプライアンス教育等を実施しております。

これらの内部統制が有効に機能していることを、内部監査担当者が内部監査計画に基づく定期監査および必要に応じて実施する特別監査を通じて確認しております。

当社の内部統制システムといたしましては、以下の内容の通り取締役会において内部統制システムの基本方針を決議し、この基本方針に基づいて、業務を適切かつ効率的に執行するために、社内諸規程により職務権限および業務分掌を明確に定め、適切な内部統制が機能する体制を整備しております。

- 1．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ア) 取締役および使用人は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、代表取締役社長をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内周知徹底する。
 - イ) 取締役会は、取締役会規程の定めに従い法令および定款に定められた事項ならびに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督する。
 - ウ) 取締役会は、取締役会規程、業務分掌規程等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は法令、定款および定められた規程に従い、業務を執行する。
 - エ) 取締役の業務執行が法令・定款および定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役会による監査を実施する。
 - オ) 内部監査の担当者を設置し、内部監査規程に従って監査を実施する。
 - カ) 取締役および使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合、社内通報に係る規程に従い報告する。
 - キ) 必要に応じて外部の専門家を起用し、法令および定款違反を未然に防止する。
- 2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に係る規程等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適切に保存する。また、取締役および監査役は常時これらの書類を閲覧できるようにする。
- 3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、管理部を中心として様々なリスクに対して、その大小や発生可能性に応じ、絶えず事前に適切な対応策を準備し、また、危機管理規程に従いリスクを最小限にするべく組織的な対応を行う。
- 4．取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
取締役の職務の執行が、効率的に行われることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して、議論、審議にあたる。
- 5．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項
監査役会からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該使用人を置くこととする。当該使用人は監査役会の指揮命令に従い、その人事については監査役会の同意を必要とするものとする。
- 6．取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
取締役および使用人は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合には、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
- 7．監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役への社内通報について、通報者が不利益な扱いを受けることを禁止し、これを社内通報に係る規程に定めるものとする。
- 8．監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をした際には、当該監査役職務の執行に

必要でない認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査役は、取締役会のほか、必要に応じ重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役または使用人は説明を求められた場合には、監査役に対して詳細に説明することとする。会計監査人および管理部と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認できる体制をとる。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、内部統制システムの整備運用状況を評価し、財務報告の信頼性確保を推進する。

財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。

財務報告の信頼性を確保するために、管理部を中心に、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を取締役に報告する。

当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

11. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

ア) 「反社会的勢力との関係遮断」の基本方針

当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）との関係を一切遮断する。

イ) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

反社会的勢力対応部署を設置し、反社会的勢力に関する情報収集・管理体制を確立する。

外部専門機関との連携体制を確立する。

反社会的勢力対応規程、反社会的勢力対応マニュアルを策定し、周知徹底を実施する。

取引規約に暴力団排除条項を導入する。

八. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「反社会的勢力との関係遮断」の基本方針を取締役に決議しており、反社会的勢力との絶縁を掲げております。社内体制としましては、反社会的勢力からの接触に対する対応部署を設け、マニュアルの整備および周知徹底ならびに全国暴力追放運動推進センターに加入し、これらの主催する講習会等にも参加し、反社会的勢力に関する最新情報を収集し、組織的に適切な処置をとる体制を整えております。

二. リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制につきましては、管理部が主管部署となっており、各業務担当部門と密な連携をとることで、リスクの早期発見と未然防止を図っておりますが、緊急事態の発生に際しては、すみやかにその状況を把握、確認し、迅速かつ適切に処理するとともに、被害を最小限にするための体制を「危機管理規程」に定め、整備しております。

また、会社の存続に関わる事案等、特定の緊急事態の発生時には、代表取締役社長を委員長とする対策委員会を設置して、対応策を講じる体制となっております。

また、当社は、弁護士、社会保険労務士および税理士と顧問契約を締結することにより、重要な契約、法的判断およびコンプライアンスに関する事項について、必要に応じて指導、助言を受ける体制を整えております。

取締役の員数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任が認められるのは、当該取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および累積投票によらない旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議要件を緩和することにより、円滑な株主総会の運営を行うことを目的とするものであります。

取締役会において決議することができる株主総会決議事項

イ．取締役および監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む)および監査役(監査役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役および監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

ロ．剰余金の配当および自己株式の取得等の決定機関

当社は、剰余金の配当については、経営環境の変化に対応した機動的な配当政策を図るため、また、自己株式の取得については、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸政策を機動的に遂行することを可能とするため、剰余金の配当および自己株式の取得等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。

支配株主との取引を行う際における少数株主保護についての方策

当社の代表取締役会長である元榮太一郎は、当事業年度末現在、自身の資産運用会社であるTIM株式会社の持分も含め、当社の総株主の議決権の68.2%を所有しており、支配株主に該当しております。当該支配株主との間に取引が発生する場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取引内容および条件の妥当性について、社外取締役2名および社外監査役3名が参加する当社取締役会において審議の上、その取引金額の多寡に関わらず、取締役会決議をもって決定し、少数株主の保護に努めてまいります。また、監査役会においては、会計監査人と連携して取引の妥当性を検証することで、取締役の少数株主に配慮した職務執行を担保しております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性11名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長	元榮 太一郎	1975年12月14日	2001年10月 2005年 1月 2005年 7月 2013年 2月 2014年 3月 2016年 7月 2017年 6月	アンダーソン・毛利法律事務所 (現：アンダーソン・毛利・友常 法律事務所) 入所 元榮法律事務所(現：弁護士法人 法律事務所オーセンス) 設立 オーセングループ株式会社 (現：当社) 設立 当社代表取締役就任 弁護士法人法律事務所オーセンス 代表社員就任(現任) TIM株式会社設立 代表取締役就任(現任) 参議院議員(現任) 当社代表取締役会長就任(現任)	(注) 3	5,131,100
代表取締役 社長	内田 陽介	1977年 2月28日	2000年 4月 2000年11月 2003年11月 2004年 6月 2006年 6月 2006年12月 2014年12月 2015年 8月 2015年10月 2017年 6月	三菱商事株式会社入社 株式会社アイシービー入社 株式会社カカコム入社 有限会社コアプライス(現：株式 会社カカコム・インシュアラン ス) 取締役就任 株式会社カカコム取締役就任 フォートラベル株式会社取締役就 任 株式会社みんなのウェディング代 表取締役社長兼CEO就任 株式会社アコード・ベンチャーズ 取締役就任(現任) 当社取締役就任 当社代表取締役社長就任(現任)	(注) 3	162,600
取締役	渡邊 陽介	1978年12月29日	2004年 4月 2007年 8月 2008年11月 2012年 5月 2015年10月 2016年 6月	エン・ジャパン株式会社入社 株式会社イトクロ入社 株式会社オロ入社 当社入社 当社執行役員就任 当社取締役就任(現任)	(注) 3	10,000
取締役	田上 嘉一	1978年 5月 4日	2004年10月 2013年 1月 2015年 7月 2017年 4月 2019年 6月	アンダーソン・毛利法律事務所 (現：アンダーソン・毛利・友常 法律事務所) 入所 グリー株式会社入社 当社入社 当社執行役員就任 当社取締役就任(現任)	(注) 3	
取締役	橘 大地	1985年10月 4日	2012年 6月 2014年 6月 2014年 9月 2015年11月 2018年 4月 2019年 6月	株式会社サイバーエージェント入 社 GVA法律事務所(現：弁護士法人 GVA法律事務所) 入所 株式会社アップランド監査役就任 (現任) 当社入社 当社執行役員就任 当社取締役就任(現任)	(注) 3	
取締役	松浦 啓太	1979年11月 7日	2004年 4月 2009年 1月 2013年 5月 2013年 8月 2015年10月 2019年 6月	UFJセントラルリース株式会社 (現：三菱UFJリース株式会社) 入社 株式会社エスクリ入社 株式会社エス・エム・エス入社 当社入社 当社執行役員就任 当社取締役就任(現任)	(注) 3	38,900

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	石丸 文彦	1975年5月7日	1999年4月 株式会社ジャフコ入社 2001年10月 株式会社大前・ビジネス・ディベ ロップメンツ入社 2003年7月 株式会社カカコム入社 2005年6月 スパークス・グループ株式会社入 社 2010年4月 株式会社サイバーエージェント・ ベンチャーズ(現:株式会社サイ バーエージェント・キャピタル) 入社 2012年1月 株式会社デジタルガレージ執行役 員就任 2012年6月 株式会社DGインキュベーション (現:株式会社DGベンチャーズ) 取締役ManagingDirector就任 株式会社OpenNetworkLab(現:株 式会社DGインキュベーション)取 締役就任 2012年7月 当社取締役就任 2013年9月 当社取締役就任(現任) 2014年7月 株式会社DGインキュベーション (現:株式会社DGベンチャーズ) 取締役COO就任 2014年8月 株式会社OpenNetworkLab(現:株 式会社DGインキュベーション)代 表取締役就任 2015年6月 株式会社アコード・ベンチャーズ 設立 代表取締役就任(現任)	(注)3	7,000
取締役	村上 敦浩	1975年1月9日	1998年5月 アンダーセンコンサルティング株 式会社(現:アクセンチュア株 式会社)入社 2002年10月 株式会社アロウズコンサルティ ング(現:EYアドバイザリー・アン ド・コンサルティング株式会社) 入社 2004年10月 株式会社カカコム入社 2012年6月 同社取締役就任 2014年8月 当社取締役就任(現任) 2016年6月 フォートラベル株式会社取締 役就任(現任) 2019年7月 株式会社カカコム取締役執行 役員就任(現任)	(注)3	
監査役 (常勤)	唐樋 和明	1955年8月17日	1978年4月 株式会社三井銀行(現:株式 会社三井住友銀行)入行 2000年10月 株式会社マツモトキヨシ入 社 2003年6月 同社取締役就任 2007年10月 株式会社フージャースコー ポレーション入社 2009年6月 株式会社エスクリ監査役就 任 2013年9月 当社監査役就任(現任)	(注)4	
監査役	須田 仁之	1973年7月21日	1996年4月 イマジニア株式会社入社 1997年10月 ジェイ・スカイ・ビー株式 会社(現:スカパーJSAT株式 会社)入社 1999年8月 株式会社デジタルクラブ(現: ブロードメディア株式会社)入 社 2002年10月 株式会社アエリア取締 役就任 2013年2月 当社監査役就任(現任) 2015年11月 株式会社グッドパッチ監 査役就任(現任) 2017年5月 株式会社スタジオアタ 才取締役(監査等委員)就 任(現任) 2017年12月 and factory株式 会社取締役就任(現任)	(注)4	13,000

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	阿久津 操	1958年 1月15日	1980年 4月	株式会社日本リクルートセンター (現：株式会社リクルートホールディングス)入社	(注) 4	
			1995年 7月	株式会社エイブル入社		
			1997年 8月	株式会社ブラザクリエイト(現：株式会社ブラザクリエイト本社)入社		
			1999年 7月	株式会社バックスグループ入社		
			2002年 3月	株式会社アバマンショップネットワーク(現：APAMAN株式会社)入社		
			2004年 3月	株式会社ココブリーズ設立 代表取締役就任(現任)		
			2006年 2月	株式会社博展監査役就任		
			2009年 3月	株式会社リブセンス監査役就任		
			2014年 6月	当社監査役就任(現任)		
			2015年 5月	BASE株式会社監査役就任(現任)		
2015年12月	キャスティングロードホールディングス株式会社(現：CRGホールディングス株式会社)監査役就任(現任)					
2018年 7月	AI inside株式会社監査役就任(現任)					
計						5,190,000

- (注) 1. 取締役石丸文彦、および村上敦浩は、社外取締役であります。
 2. 監査役唐樋和明、須田仁之、および阿久津操は、社外監査役であります。
 3. 取締役の任期は、就任の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 4. 監査役の任期は、就任の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 5. 代表取締役会長元榮太郎の所有株式数には、同氏の資産管理会社が所有する株式数を含めて表示しております。
 6. 所有株式数は、事業年度末現在の状況を表示しております。

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

社外取締役石丸文彦氏との間には、当社の議決権比率0.03%の株式を保有しておりますが、人的関係または取引関係はありません。ベンチャーキャピタルにおける投資経験や経営経験を当社の経営全般に活かされることを期待し、社外取締役に選任しております。なお、同氏を株式会社東京証券取引所に独立役員に指定し、届け出ております。

社外取締役村上敦浩氏との間には、人的関係または取引関係はありません。コンサルティング会社および事業会社でのビジネス経験および経営経験を当社の経営全般に活かされることを期待し、社外取締役に選任しております。なお、同氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として指定し、届け出ております。

社外監査役唐樋和明氏との間には、当社新株予約権を10個保有しておりますが、人的関係または取引関係はありません。長年にわたり資金調達、M&Aをはじめとする幅広い業務の経験を有しており、財務および会計に関する知見を有していることから社外監査役として選任しております。

社外監査役須田仁之氏との間には、当社の議決権比率0.05%の株式および新株予約権57個を保有しておりますが、人的関係または取引関係はありません。長年にわたり培ってきたビジネス経験および経営経験を当社の経営の監視に活かされることを期待し、社外監査役として選任しております。

社外監査役阿久津操氏との間には、当社新株予約権を10個保有しておりますが、人的関係または取引関係はありません。長年にわたり培ってきたビジネス経験および経営経験を当社の経営の監視に活かされることを期待し、社外監査役として選任しております。

当社は、社外取締役および社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針を特に定めてはおりませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立性の判断基準を参考にすることで、一般株主と利益相反のおそれがない独立性の高い社外取締役および社外監査役の確保に努めています。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は社外取締役および社外監査役を選任することで、経営への監視機能を強化しております。その経験・知識等を活用した、社外取締役および社外監査役による独立・公正な立場からの、取締役の職務執行に対する監視機能が十分に期待できることから、現状の体制としております。

また、社外取締役および社外監査役は、取締役会を通じて必要な情報の収集および意見の表明を行うとともに、適宜、内部監査担当者および会計監査人と情報交換を行い、連携を保つことで、監督または監査の有効性、効率性を高めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社における監査役監査は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成され、いずれも社外役員であります。監査役は、取締役会およびその他の社内会議に出席し、取締役及び内部監査担当者等の使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務の状況を調査しております。また、決算の都度、EY新日本有限責任監査法人より監査の報告を受けております。このように、監査精度向上のため、監査役、会計監査人、内部監査担当者は各々緊密に連携し、三様監査の充実化を図っております。

当事業年度において当社は監査役会を原則として月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	監査役会出席状況
唐樋 和明	全19回中19回
須田 仁之	全19回中19回
阿久津 操	全19回中19回

監査役会における主な検討事項は、監査の方針・実施計画、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法および結果の相当性等です。

また、常勤監査役の活動としては、取締役との意思疎通、取締役会・経営会議をはじめとする重要な会議への出席、議事録・重要な決裁書類・契約書等の書類の査閲を行うとともに、関係者へのヒアリング、内部監査担当者との連携を行っております。

内部監査の状況

内部監査につきましては、内部監査担当者(1名)を設置し、全部門を対象に会計監査および業務監査を実施しており、内部統制の有効性および業務の執行状況について、社内諸規程やコンプライアンス面から監査を行っております。監査結果の報告を代表取締役社長に行い、内部監査で発見された問題点に基づき改善指示がなされた場合には、フォローアップ内部監査の実施により、改善状況の確認を随時行います。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

ロ．継続監査期間

8年間

ハ．業務を執行した公認会計士

当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名は以下のとおりです。

指定有限責任社員 業務執行社員 矢治博之

指定有限責任社員 業務執行社員 植木貴幸

いずれの指定有限責任社員 業務執行社員も継続監査年数は7年以内です。

ニ．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士5名、会計士試験合格者等3名、その他12名

ホ．監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の独立性・専門性等を有することについて確認することにより、監査法人を適切に選定しております。

また、当社は、以下のとおり、会計監査人の解任又は不再任の方針を定めております。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項

各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

ヘ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、監査法人の再任に際し、当該監査法人及び関連部署から意見聴取のうえ、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針（公益社団法人日本監査役協会/会計委員会）」を参考に策定した「会計監査人評価チェックリスト」に基づいて、監査法人の評価を行っております。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
21,000		21,000	

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬

該当事項はありません。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ニ．監査報酬の決定方針

監査公認会計士等の監査計画、監査内容、監査日数等の諸要素を勘案し、また、当社の事業規模等を考慮して監査報酬額を決定しております。

なお、監査報酬の決定にあたっては、監査役会の同意を得ております。

ホ．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、会計監査人の前事業年度の監査計画・職務遂行状況、当事業年度の監査報酬見積の相当性等を確認した結果、会計監査人の報酬等について合理的な水準であると判断し、同意しました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬は、2013年6月28日開催の定時株主総会で決議された、年額100,000千円の報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議により取締役の報酬の総額の上限を決定し、各取締役の報酬額は代表取締役社長に一任しております。なお、各取締役の報酬額は、各取締役の職責および当社の経営環境を勘案して決定しております。

監査役の報酬は、2013年9月25日開催の臨時株主総会で決議された、年額20,000千円の報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役除く。)	65,252	65,252				6
監査役 (社外監査役除く。)						
社外役員	18,000	18,000				4

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、関連会社株式を除く保有株式のうち、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資を純投資目的である投資株式とし、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社が保有する株式については、保有株式ごとに保有に伴う便益やリスクおよび中長期的な関係維持等について、取締役会において継続保有の合理性を検討し、検討の結果に基づいて継続保有または縮減することとしております。

なお、今後の状況変化に応じて保有の妥当性が認められないと考えられる場合には、縮減するなど見直してまいります。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	39,997
非上場株式以外の株式		

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	2	39,997	取引関係の維持・強化のため。
非上場株式以外の株式			

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式		
非上場株式以外の株式		

八．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

該当事項はありません。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、企業会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等に的確に対応することができる体制を整備するため、社内研修等を行っており、財務諸表等の適正性の確保に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,395,821	1,197,788
売掛金	455,913	1 609,568
貯蔵品	1,110	224
前払費用	53,705	150,810
未収入金	808	1,930
その他	1,904	5,078
貸倒引当金	12,984	19,106
流動資産合計	1,896,280	1,946,293
固定資産		
有形固定資産		
建物	54,186	70,513
減価償却累計額	8,476	14,396
建物(純額)	45,710	56,117
工具、器具及び備品	37,941	41,248
減価償却累計額	16,971	22,168
工具、器具及び備品(純額)	20,970	19,079
有形固定資産合計	66,680	75,197
無形固定資産		
ソフトウェア	173,116	214,611
ソフトウェア仮勘定	13,493	56,890
特許権	7	5
商標権	258	209
無形固定資産合計	186,876	271,718
投資その他の資産		
投資有価証券		39,997
関係会社株式		49,000
敷金及び保証金	68,744	88,233
長期前払費用	1,824	4,903
繰延税金資産	33,316	45,321
投資その他の資産合計	103,884	227,456
固定資産合計	357,441	574,371
資産合計	2,253,721	2,520,665
負債の部		
流動負債		
未払金	136,902	1 162,357
未払費用	44,571	31,209
未払法人税等	82,991	70,762
未払消費税等	54,589	49,268
前受金	30,090	29,891
預り金	34,595	45,805
その他	457	463
流動負債合計	384,198	389,757
負債合計	384,198	389,757

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	438,497	439,140
資本剰余金		
資本準備金	404,191	404,834
資本剰余金合計	404,191	404,834
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,025,581	1,285,834
利益剰余金合計	1,025,581	1,285,834
自己株式	216	371
株主資本合計	1,868,053	2,129,438
新株予約権	1,469	1,469
純資産合計	1,869,523	2,130,908
負債純資産合計	2,253,721	2,520,665

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
売上高	3,132,511	4,132,528
売上原価	464,198	643,357
売上総利益	2,668,312	3,489,171
販売費及び一般管理費	¹ 2,157,905	¹ 3,096,312
営業利益	510,407	392,859
営業外収益		
受取利息	15	11
違約金収入	50	
助成金収入	720	720
雑収入	201	2,686
営業外収益合計	986	3,418
営業外費用		
支払手数料	14	
雑損失		622
営業外費用合計	14	622
経常利益	511,379	395,654
特別損失		
固定資産除却損	7,871	
特別損失合計	7,871	
税引前当期純利益	503,508	395,654
法人税、住民税及び事業税	178,786	147,407
法人税等調整額	8,501	12,005
法人税等合計	170,284	135,401
当期純利益	333,224	260,253

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	324,585	55.1	414,432	49.6
外注費		127,892	21.7	238,053	28.5
経費		136,336	23.2	183,588	22.0
当期総費用		588,814	100.0	836,074	100.0
他勘定振替高	2	124,616		192,717	
当期売上原価		464,198		643,357	

(注) 1 主な内訳は、次の通りであります。

項目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	金額(千円)	金額(千円)
地代家賃	20,876	26,733
システム管理費	18,701	30,351
減価償却費	86,028	114,209

2 他勘定振替高の内容は、次の通りであります。

項目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	金額(千円)	金額(千円)
ソフトウェア	109,646	133,647
ソフトウェア仮勘定	14,969	59,069

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	435,853	401,547	401,547
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）	2,644	2,644	2,644
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	2,644	2,644	2,644
当期末残高	438,497	404,191	404,191

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	692,357	692,357	95	1,529,662	1,469	1,531,132
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）				5,288		5,288
当期純利益	333,224	333,224		333,224		333,224
自己株式の取得			121	121		121
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	333,224	333,224	121	338,391		338,391
当期末残高	1,025,581	1,025,581	216	1,868,053	1,469	1,869,523

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	438,497	404,191	404,191
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）	643	643	643
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	643	643	643
当期末残高	439,140	404,834	404,834

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	1,025,581	1,025,581	216	1,868,053	1,469	1,869,523
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）				1,287		1,287
当期純利益	260,253	260,253		260,253		260,253
自己株式の取得			154	154		154
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	260,253	260,253	154	261,385		261,385
当期末残高	1,285,834	1,285,834	371	2,129,438	1,469	2,130,908

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	503,508	395,654
減価償却費	95,595	127,403
貸倒引当金の増減額（ は減少）	6,852	6,122
受取利息及び受取配当金	15	11
違約金収入	50	-
助成金収入	720	720
固定資産除却損	8,171	-
売上債権の増減額（ は増加）	147,900	153,654
たな卸資産の増減額（ は増加）	691	886
前払費用の増減額（ は増加）	24,435	97,104
未払金の増減額（ は減少）	23,125	35,188
未払費用の増減額（ は減少）	16,047	13,362
未払消費税等の増減額（ は減少）	6,338	5,321
その他	32,891	28,308
小計	518,717	323,388
利息及び配当金の受取額	15	11
違約金の受取額	50	-
助成金の受取額	720	720
法人税等の支払額	220,006	181,886
営業活動によるキャッシュ・フロー	299,496	142,233
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	20,393	30,924
無形固定資産の取得による支出	125,706	200,218
敷金の差入による支出	19,867	25,263
敷金の回収による収入	284	4,004
投資有価証券の取得による支出	-	39,997
関係会社株式の取得による支出	-	49,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	165,682	341,399
財務活動によるキャッシュ・フロー		
ストックオプションの行使による収入	5,288	1,287
自己株式の取得による支出	121	154
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,166	1,132
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	138,980	198,033
現金及び現金同等物の期首残高	1,256,841	1,395,821
現金及び現金同等物の期末残高	1 1,395,821	1 1,197,788

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	6年～15年
工具、器具及び備品	3年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

特許権	8年
商標権	10年
自社利用のソフトウェア	社内における利用可能期間（5年以内）

4 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

1 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関す

る包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発に当たっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまでわが国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

3 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

1 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

2 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

3 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

1 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

2 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日
企業会計基準委員会）

1 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準の定めが明らかでない場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

2 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、海外経済の急速な落ち込みに伴う輸出や鉱工業生産の減少、企業の業況感の悪化に伴う設備投資の増勢の鈍化や資金繰りの悪化、雇用・所得環境への悪影響やこれに伴う個人消費の減少等、わが国経済の厳しさは増しており、感染症拡大が収束に向かうまで、厳しい状態が続くと見込まれております。このような環境下で、当社は在宅勤務により事業継続をしており、事業活動においても、弁護士マーケティング支援サービスの対面営業の自粛、広告その他サービスの企業の法務部門向け有料セミナー・カンファレンスの開催自粛をする等、安全に配慮した形で運営しております。これにより売上が低下する懸念はあるものの、現時点において当社全体の業績に与える影響は限定的であると考え、繰延税金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りを行っております。

(ストックオプション制度の内容の記載について)

「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 スtockオプション制度の内容」に記載すべき事項をストック・オプション等関係注記に集約して記載しております。

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

「第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項(ストック・オプション等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えております。

なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

前事業年度

当事業年度

	(2019年3月31日)	(2020年3月31日)
売掛金	- 千円	2,668千円
未払金	- "	1,334 "

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額ならびにおおよその割合は、次の通りであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員報酬	48,900 千円	83,252 千円
給料及び手当	941,693 "	1,174,738 "
広告宣伝費	376,190 "	785,163 "
販売手数料	70,722 "	100,457 "
業務委託費	123,619 "	206,502 "
支払報酬	51,491 "	60,012 "
減価償却費	8,767 "	12,579 "
貸倒引当金繰入額	6,917 "	6,122 "
貸倒損失	160 "	"
おおよその割合		
販売費	66.3%	68.3%
一般管理費	33.7 "	31.7 "

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	22,166,700	67,800		22,234,500
合計	22,166,700	67,800		22,234,500
自己株式				
普通株式(株)	138	29		167
合計	138	29		167

(注) 1. 新株予約権の権利行使による新株の発行 67,800 株
 2. 単元未満株式の買取りによる増加 29 株

2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	第10回募集新株予約権(業績連動型新株予約権)(2017年5月8日発行)	普通株式	666,600			666,600	1,333
提出会社	第11回募集新株予約権(業績連動型新株予約権)(2018年1月30日発行)	普通株式	4,400			4,400	136
合計			671,000			671,000	1,469

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	22,234,500	16,500		22,251,000
合計	22,234,500	16,500		22,251,000
自己株式				
普通株式(株)	167	27		194
合計	167	27		194

(注) 1. 新株予約権の権利行使による新株の発行 16,500 株
 2. 単元未満株式の買取りによる増加 27 株

2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	第10回募集新株予約権(業績連動型新株予約権)(2017年5月8日発行)	普通株式	666,600			666,600	1,333
提出会社	第11回募集新株予約権(業績連動型新株予約権)(2018年1月30日発行)	普通株式	4,400			4,400	136
合計			671,000			671,000	1,469

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次の通りであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金	1,395,821千円	1,197,788千円
現金及び現金同等物	1,395,821千円	1,197,788千円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用に関しては、短期的な預金等に限定し、また金融機関からの資金借入およびデリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては管理部において、取引先ごとに期日管理および残高管理を行っております。

敷金及び保証金は、主に建物賃貸借契約にかかるものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、管理部において差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である未払金、未払費用および未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらの営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰計画を作成・更新することにより、手元流動性の維持を図り、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)を参照ください。)

前事業年度(2019年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,395,821	1,395,821	
(2) 売掛金	455,913		
貸倒引当金()	12,984		
	442,929	442,929	
資産計	1,838,750	1,838,750	
(1) 未払法人税等	82,991	82,991	
負債計	82,991	82,991	

() 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

当事業年度(2020年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,197,788	1,197,788	
(2) 売掛金	609,568		
貸倒引当金()	19,106		
	590,461	590,461	
資産計	1,788,250	1,788,250	
(1) 未払法人税等	70,762	70,762	
負債計	70,762	70,762	

() 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2019年3月31日	2020年3月31日
関係会社株式		49,000
非上場株式		39,997

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,395,821			
売掛金	455,913			
合計	1,851,735			

当事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,197,788			
売掛金	609,568			
合計	1,807,356			

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

関連会社株式(当事業年度の貸借対照表額は49,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額および科目名
 該当事項はありません。
2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額
 該当事項はありません。
3. スtock・オプションの内容、規模およびその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2013年9月25日	2014年3月26日	2014年6月11日	2014年6月11日
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 2名 外部協力者 4名	外部協力者 6名	当社取締役 3名 当社従業員 25名	当社監査役 3名
株式の種類及び付与数(注)11	普通株式 93,900株	普通株式 73,500株	普通株式 670,800株	普通株式 23,100株
付与日	2013年9月26日	2014年3月27日	2014年6月12日	2014年6月12日
権利確定条件	(注)2	同左	(注)3	同左
対象勤務期間				
権利行使期間	自 2015年9月27日 至 2023年9月25日	自 2016年3月28日 至 2023年9月25日	自 2016年6月13日 至 2024年5月31日	自 2016年6月13日 至 2024年5月31日
新株予約権の数(個)(注)1	50(注)5	60(注)5	70[50](注)5	77[67](注)5
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)1	普通株式 15,000 (注)5,11	普通株式 18,000 (注)5,11	普通株式 21,000[15,000] (注)5,11	普通株式 23,100[20,100] (注)5,11
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)1	78 (注)7,11	同左	同左	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1,11	発行価格 78 資本組入額 39	同左	同左	同左
新株予約権の行使の条件(注)1	(注)2	同左	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項(注)1	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)1	(注)9	同左	同左	同左

	第6回新株予約権	第8回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
決議年月日	2014年8月6日	2014年10月8日	2017年4月17日	2018年1月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 1名	当社従業員 8名	当社取締役 2名 当社従業員 10名	当社従業員 1名
株式の種類及び付与数(注)11	普通株式 52,800株	普通株式 28,800株	普通株式 671,000株	普通株式 4,400株
付与日	2014年8月7日	2014年10月9日	2017年5月8日	2018年1月30日
権利確定条件	(注)3	同左	(注)4	同左
対象勤務期間				
権利行使期間	自 2016年8月8日 至 2024年5月31日	自 2016年10月10日 至 2024年5月31日	自 2019年4月1日 至 2029年3月31日	自 2019年4月1日 至 2029年3月31日
新株予約権の数(個)(注)1	5(注)5		6,666(注)6	44(注)6
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)1	普通株式 1,500 (注)5,11		普通株式 666,600 (注)6	普通株式 4,400 (注)6
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)1	78 (注)7,11	同左	762 (注)8	1,627 (注)8
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1,11	発行価格 78 資本組入額 39	同左	発行価格 764 資本組入額 382	発行価格 1,658 資本組入額 829
新株予約権の行使の条件(注)1	(注)3	同左	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項(注)1	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)1	(注)9	(注)10	同左	同左

(注) 1. 当事業年度末における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

2. 権利確定条件および新株予約権の行使の条件は次の通りであります。

割当日において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、従業員、外部顧問またはコンサルタントその他これらに準じる地位を有していた新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、いずれかの地位を有していることを要するものとしします。

新株予約権者は、当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場されている場合に限り新株予約権を行使することができるものとしします。

新株予約権者は、以下の区分に従って、割り当てられた数の新株予約権の全部または一部を行使することができるものとしします。

イ. 当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場された日の翌日から起算して1年間

新株予約権を行使することができないものとしします。

ロ. イの期間経過後1年間

割り当てられた新株予約権の数の3分の1まで行使することができるものとしします。

ハ. ロの期間経過後1年間

割り当てられた新株予約権の数の3分の2まで行使することができるものとしします。

二. ハの期間経過後2023年9月25日まで

割り当てられた新株予約権の数のすべてについて行使することができるものとしします。

新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができないものとしします。

3. 権利確定条件および新株予約権の行使の条件は次の通りであります。

割当日において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、従業員、外部顧問またはコンサルタントその他これらに準じる地位を有していた新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、いずれかの地位を有していることを要するものとしします。

新株予約権者は、当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場されている場合に限り新株予約権を行使することができるものとしします。

新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができないものとしします。

その他の行使条件については新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

4. 権利確定条件および新株予約権の行使の条件は次の通りであります。

新株予約権者は、当社が提出した2018年3月期から2022年3月期までのいずれかの事業年度に係る有価証券報告書における監査済の損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載される営業利益が金10億円を超過している場合に限り、これを最初に充たした事業年度の有価証券報告書の提出日の翌日以降、以下の区分に従って、割り当てられた数の本新株予約権の全部又は一部を行使することができます。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社の合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めておきます。

イ. 2019年4月1日から2020年3月31日まで

割り当てられた本新株予約権の数に25%の割合を乗じて計算した数（計算の結果1個未満の端数が生じたときは、その端数を切り下げた数）まで行使することができます。

ロ. 2020年4月1日から2021年3月31日まで

割り当てられた本新株予約権の数に50%の割合を乗じて計算した数（計算の結果1個未満の端数が生じたときは、その端数を切り下げた数）まで行使することができます。

ハ. 2021年4月1日から2022年3月31日まで

割り当てられた本新株予約権の数に75%の割合を乗じて計算した数（計算の結果1個未満の端数が生じたときは、その端数を切り下げた数）まで行使することができます。

ニ. 2022年4月1日から2029年3月31日まで

割り当てられた本新株予約権の数のすべてについて行使することができます。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役、使用人、外部顧問又はコンサルタントその他これらに準じる地位のいずれかの地位を有していることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとします。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することができないものとします。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできないものとします。

5. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は合併等の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式の数を調整することができ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

6. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が合併等を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は合併等の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式の数を調整することができ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

7. 本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき、行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（いずれも、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換および当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式

数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとします。

調整後の行使価額は、新株式の発行または自己株式の処分の払込期日の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用するものとします。

当社が合併等を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

8. 本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（いずれも、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換および当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

9. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社（以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付します。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限りします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記新株予約権の目的となる株式の種類と上記新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定するものとします。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）7で定められる行使価額に準じて決定された金額に、上記に従って決定される新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金および資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とするものとします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

新株予約権の行使の条件

上記（注）2 に準じて決定します。
新株予約権の取得事由および条件
次に準じて決定します。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について、当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認を要しない場合は取締役会で承認された場合）において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部を無償で取得するものとします。

割当日において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、従業員、外部顧問またはコンサルタントその他これらに準じる地位を有していた新株予約権者が、その地位を失った場合は、当社は、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。

新株予約権者が法令または社内諸規則に違反し、または当社に対する背信行為を行った場合において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。

新株予約権者が当社の書面による事前の承認を得ることなく、当社もしくは当社の関連会社と競争する業務を自ら行い、または当社と競争する会社の役員、従業員もしくはコンサルタントに就く等の当社と競争する会社に関与した場合において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。

新株予約権者が当社の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、もしくはこれを受けた場合、当社の体面を汚した場合、または当社に重大な損害を与える行為をした場合において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。

新株予約権者が死亡した場合は、当社は、当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得するものとします。

前各号にかかわらず、当社が別に取得する日を定めた場合は、当社は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得するものとします。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、取締役会の決議により、その取得する新株予約権の一部を定めるものとします。

新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。

10. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社（以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付します。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ります。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）5 に準じて決定するものとします。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）8 で定められる行使価額に準じて決定された金額に、上記 に従って決定される新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める行使期間の末日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金および資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とするものとしま

す。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

新株予約権の行使の条件

上記（注）4 に準じて決定します。

新株予約権の取得事由および条件

次に準じて決定します。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について、当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認を要しない場合は取締役会で承認された場合）において、当社が別に取得する日を定めたときは、当社は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部を無償で取得するものとします。

新株予約権者が（注）4. に定める規定により本新株予約権を行使することができなく

なった場合または死亡した場合は、当社は当該本新株予約権を無償で取得するものとします。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定するものとします。

11. 当社は、2016年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりま
す。これにより「株式の種類及び付与数」「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」
「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価
格及び資本組入額」が調整されております。

(2) ストック・オプションの規模およびその変動状況

当事業年度（2020年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前（株）				
前事業年度末				
付与				
失効				
権利確定				
未確定残				
権利確定後（株）				
前事業年度末	15,000	18,000	36,000	23,100
権利確定				
権利行使			15,000	
失効				
未行使残	15,000	18,000	21,000	23,100
	第6回新株予約権	第8回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利確定前（株）				
前事業年度末			666,600	4,400
付与				
失効				
権利確定				
未確定残			666,600	4,400
権利確定後（株）				
前事業年度末	1,500	1,500		
権利確定				
権利行使		1,500		
失効				
未行使残	1,500			

- (注) 1. 2016年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。
 2. 第8回新株予約権は、新株予約権者の権利行使により、2020年2月3日付けで消滅しています。

単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格(円)	78	78	78	78
行使時平均株価(円)			4,290	
付与日における公正な評価単価(円)				
	第6回新株予約権	第8回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利行使価格(円)	78	78	762	1,627
行使時平均株価(円)		4,490		
付与日における公正な評価単価(円)			2	31

- (注) 1. 2016年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、権利行使価格は、株式分割考慮後の権利行使価格により記載しております。
 2. 第8回新株予約権は、新株予約権者の権利行使により、2020年2月3日付けで消滅しています。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額および当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	325,954千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	69,798千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	3,975千円	5,850千円
減価償却費	21,078 "	29,609 "
未払賞与	2,029 "	2,041 "
未払事業税	5,861 "	5,815 "
未払事業所税	1,161 "	1,395 "
資産除去債務	1,260 "	1,739 "
未払金否認額	2,494 "	4,672 "
その他	"	1,460 "
繰延税金資産小計	37,861千円	52,584千円
評価性引当額	4,545 "	7,262 "
繰延税金資産合計	33,316千円	45,321千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	0.1%
住民税均等割	0.2%	0.3%
特措法の税額控除(試験研究費等)	4.9%	5.1%
留保金課税	7.5%	7.6%
評価性引当額の増減	0.0%	0.7%
その他	0.2%	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.8%	34.2%

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、インターネットメディア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
 該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
 該当事項はありません。

(持分法損益等)

1. 関連会社に関する事項

			(単位：千円)	
			前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
関連会社に対する投資の金額				49,000
持分法を適用した場合の投資の金額				42,256
			前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
持分法を適用した場合の投資損失の金額()				6,743

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有していません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引
 該当事項はありません。

2. 親会社または重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社(当 該会社を 含む)	弁護士法人法 律事務所オー センス	東京都港区	不明 (注2)	法律事務所	なし	役員の兼務	当社サー ビスの利 用(注3)	33,818	売掛金	5,525

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 当該会社の資本金は判明していません。
 3. 当社サービスの販売価格の決定方法は、当該取引に係る公正な価格を勘案して、当事者間取引による価格交渉の上で決定しております。

2. 親会社または重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	84円02銭	95円70銭
1株当たり当期純利益金額	15円02銭	11円70銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	14円93銭	11円66銭

(注) 1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	333,224	260,253
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	333,224	260,253
普通株式の期中平均株式数(株)	22,183,442	22,242,294
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	142,225	85,688
(うち新株予約権(株))	(142,225)	(85,688)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第10回新株予約権 新株予約権の数 6,666個 普通株式 666,600株 (業績達成条件付新株予約権) 第11回新株予約権 新株予約権の数 44個 普通株式 4,400株 (業績達成条件付新株予約権)	第10回新株予約権 新株予約権の数 6,666個 普通株式 666,600株 (業績達成条件付新株予約権) 第11回新株予約権 新株予約権の数 44個 普通株式 4,400株 (業績達成条件付新株予約権)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	54,186	16,327		70,513	14,396	5,148	56,117
工具、器具及び備品	37,941	3,306		41,248	22,168	5,197	19,079
有形固定資産計	92,127	19,634		111,762	36,565	10,345	75,197
無形固定資産							
ソフトウェア	388,093	157,116		545,209	330,597	115,237	214,611
ソフトウェア仮勘定	13,493	190,064	146,667	56,890			56,890
特許権	15			15	9	1	5
商標権	486			486	276	48	209
無形固定資産計	402,088	347,181	146,667	602,601	330,883	115,288	271,718
長期前払費用	4,678	5,062	4,678	5,062	158	1,982	4,903

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次の通りであります。

建物 本社分室開設に伴う内装工事費用 9,103千円
 工具、器具及び備品 本社分室開設に伴う新規什器購入 2,107千円
 ソフトウェア 社内利用自社制作ソフトウェア 133,647千円
 ソフトウェア仮勘定 社内利用自社制作ソフトウェア 190,064千円

2. 当期減少額のうち主なものは次の通りであります。

ソフトウェア仮勘定 ソフトウェアへの振替 144,250千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	12,984	19,106		12,984	19,106

(注) 「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額および債権回収による取崩額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首および当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首および当事業年度末における負債及び純資産の合計金額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	582
預金	
普通預金	1,197,205
合計	1,197,788

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社NTTドコモ	61,172
ソフトバンク株式会社	32,848
KDDI株式会社	14,961
その他	500,586
合計	609,568

売掛金の発生および回収ならびに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$
(A)	(B)	(C)	(D)		366
455,913	4,712,400	4,558,745	609,568	88.2	41.4

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

貯蔵品

区分	金額(千円)
商品券	135
切手	88
合計	224

前払費用

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ティー・ワイ・オー	40,819
株式会社セールスフォース・ドットコム	15,568
通勤定期代	11,486
黒崎内燃機工業株式会社	10,025
その他	72,910
合計	150,810

未払金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
Google LLC	20,942
ヤフー株式会社	11,271
インプレックスアンドカンパニー株式会社	10,470
ソフトバンク株式会社	10,404
その他	109,268
合計	162,357

未払法人税等
 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
麻布税務署	43,097
東京都	18,472
大阪府	4,875
大阪市	174
福岡県	3,932
福岡市	209
合計	70,762

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	935,656	1,929,367	2,994,776	4,132,528
税引前四半期(当期)純利益金額 (千円)	182,515	259,726	229,188	395,654
四半期(当期)純利益金額 (千円)	119,323	159,752	141,296	260,253
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	5.37	7.18	6.35	11.70

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額 (円)	5.37	1.82	0.83	5.35

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日、毎年9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他止むを得ない事由により電子公告をできないときは、日本経済新聞に掲載します。 当社の公告掲載URLは次の通りであります。 https://corporate.bengo4.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書およびその添付書類並びに確認書

事業年度 第14期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)2019年7月1日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年7月1日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第15期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)2019年8月13日関東財務局長に提出。

第15期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)2019年11月14日関東財務局長に提出。

第15期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)2020年2月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書の提出

2019年7月1日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月29日

弁護士ドットコム株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢 治 博 之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 植 木 貴 幸 印

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている弁護士ドットコム株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、弁護士ドットコム株式会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、弁護士ドットコム株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、弁護士ドットコム株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施す

る。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。